

## 平成20年度第2回習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

【日時】 平成21年2月4日（水） 13:30～14:30

【場所】 習志野市役所第3分室2階会議室

【出席者】

（委員） 麻生委員、入沢委員、木村委員、櫛方委員、廣瀬委員、時田委員、  
永田委員、矢坂委員、阿部委員 9名出席

＜五十音順＞

（市） 荒木市長、志村市民経済部長、斉藤市民経済部次長、  
工藤市民経済部副参事、広瀬国保年金課長、遠山国保年金課主幹、  
大矢国保年金課主幹

＜記録：国保年金課 西川、永田＞

【傍聴者】 0名

【議題】

### 諮問事項

I 国民健康保険事業の運営に関する重要事項について

- 1 介護納付金分保険料の賦課限度額引き上げについて  
現行「9万円」を「10万円」に改定する
- 2 保険料率を条例に明記することについて

## **1 開 会**

入沢会長により出席委員が定足数に達しており、本議会が成立する旨の開会宣言があった。

## **2 新たに委嘱された委員の紹介、議事録作成の確認、**

- (1) 会長が、被保険者代表で農業委員会推薦の委員が、農業委員の任期満了に伴い辞職し、新たに同委員会の推薦により平成20年10月7日付で委嘱された委員の紹介を行った。
- (2) 本日の議事録の作成については、要点筆記とすることを確認した。

## **3 市長挨拶**

- (1) 市長が挨拶を行った。

## **4 諮問書の提出、資料要求の確認**

- (1) 広瀬国保年金課長が諮問書の内容を読み上げた後、市長が、会長に諮問書を提出した。
- (2) 市長は、諮問書を提出した後、他の公務のため会議を退席した。
- (3) 本市規則の規定に基づき、委員による資料要求の有無を確認した。  
(要求なし)

## 5 議題

### 諮問事項

#### 1 介護納付金分保険料の賦課限度額引き上げについて 現行「9万円」から「10万円」に引き上げる

(1) 広瀬国保年金課長が、各委員に配布した会議資料に沿って諮問事項について説明をした。

主な内容は以下のとおり。

国民健康保険の保険料については、所得等に基づき賦課されるものであるが、保険給付については所得に関らず一定なものであることから、賦課額が過度の負担にならないよう、一定の限度額が国民健康保険法施行令に定められている。

この度の改正は、高額所得者の賦課限度額を引き上げることにより、中間所得者及び低所得者の保険料負担の低減に繋がるものである。国民健康保険法施行令の改正が平成21年2月12日公布される予定であり、同年4月1日から施行されることに伴い、平成21年度の保険料より引き上げるものとなる。

改正による影響額は、平成21年の賦課限度額世帯が約870世帯と見込まれていることから約870万円であると推測している。対象は、世帯の給与収入がおよそ648万円以上の世帯となっている。本市の介護納付金分保険料の状況については、限度額引き上げを実施しても、依然約3500万円の財源不足が生じることから、一般会計から補填することで予算の編成を行っている。

(2) 主な質疑応答等は次のとおり。

意見 市長の挨拶にもあったが、厳しい財政状況の折、財源を捻出しなければならない状況であるため賛成したい。

○その他なし

## 諮問事項

### 2 保険料率を条例に明記することについて

(3) 広瀬国保年金課長が、各委員に配布した会議資料に沿って諮問事項について説明をした。

現行の国民健康保険条例においては、保険料率の算定基準として「応能割67%」「応益割33%」といった保険料の総額に対する割合が規定されており、この割合によって算出した保険料率を6月の初旬に決定し、告示している。

具体的には、所得の金額により賦課される所得割、これを応能割といい、加入者一人あたりに賦課される均等割、及び一世帯あたりに賦課される平等割からなる応益割を、それぞれ保険料必要額の67%、33%と定めて保険料率を算定することとなっている。これを改め、個々の料率を条例に直接明記しようとするものである。

この改正により医療分の所得割の料率を6.8%、均等割額を一人当たり14,100円、平等割額を一世帯あたり12,500円と明示することにより、市民の方々に分かり易いものにし、また保険料負担の透明性の向上を図るものである。

以下支援金分、介護分ともに料率を明示して規定する。なお、この改正については、現在適用されている保険料率をそのまま規定するものであることから加入者の方々の保険料負担を引き上げるものではない。なお、改正条文については新旧対照表にて確認されたい。

(4) 主な質疑応答は次のとおり。

Q1 所得割については、今の不景気で所得が下がっていることから、提示されたパーセンテージでは収入の見込みが低くなるのではないか。また、支援金という保険料の区分について確認したい。

A1 所得割については、被保険者皆様の所得を推計し、どれだけ頂ければ給付費を賄うことができるかという算定をするものである。

委員のおっしゃるように、現行の料率で給付費を賄うことができるかについては、率直に申し上げて運営が成り立つ見込みはない。しかしながら現在の経済状況を鑑み、なんとか加入者の負担を引き上げることがないよう、一般会計から国民健康保険特別会計に繰入額を一億円増やし、更に国民健康保険の基金より六千万円取り崩し、総額一億六千万円を繰り入れることにより、料率改正を見送る方針である。

また、ご質問の支援金分保険料とは、平成20年度の医療制度改革によって「後期高齢者医療制度」が創設されており、同制度の運営にかかる拠出金に充てられるものである。

平成19年度までの保険料区分については「医療分」と「介護分」の二つであったが、「後期高齢者支援金分」として別立てし、75歳以上の方々の医療費を賄うため、国民健康保険の被保険者の方々に負担していただく保険料を明確にしたものである。

意見 このたびの改正によって数字で表現される形式の方が、加入者にとって理解し易いと考える。よって、賛成したい。

(4) 質疑終結の後、採決となった。

諮問事項1. 介護納付金分保険料の賦課限度額引き上げについては、賛成多数により同意となった。

諮問事項2. 保険料率を条例に明記することについては、全委員賛成により同意となった。

(5) 答申書の作成については、会長一任ということで賛意を得た。

## **6 報告事項**

国民健康保険条例の新旧対象表に基づき、条例の改定内容及び文言整理の内容について、遠山主幹より説明を行った。

## **7 閉会**

入沢会長の宣言により閉会した。